

## 国民生活審議会における審議経過について

### 1. これまでの審議経過

#### 平成 20 年 3 月 11 日 第六回総合企画部会

松本委員長より、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて(案)」(別紙 1 参照)について説明。部会における審議を踏まえ、当該資料に必要な修正を加えた上で、円卓会議の基本的な方向性についての部会としての取りまとめとすることについて方針を確認。

その後、部会長より、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の運営のあり方に関する検討体制について(案)」(別紙 2 参照)に沿って、「生活安心プロジェクト(行政のあり方の総点検)」の取りまとめ後の検討体制について提案。これを受けて、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会」を召集することを部会として確認。

#### 平成 20 年 3 月 27 日 第八回総合企画部会

円卓会議の開催についての提言を含む、「生活安心プロジェクト(行政のあり方の総点検)」が部会報告としてとりまとめられた。

#### 平成 20 年 4 月 3 日 国民生活審議会総会

総合企画部会報告を踏まえ、国民生活審議会意見として、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(別紙 4 参照)がとりまとめられ、内閣総理大臣に手交された。

### 2. 当面の審議予定等

#### 平成 20 年 5 月 16 日 「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会」における検討の開始

内閣府は、第六回総合企画部会における決定に基づき、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会」を開催。準備委員会は、国民生活審議会が示す基本的な方針の下、「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会」の提言を参考としながら、主に以下の事項について具体的な検討を行い、平成 20 年 6 月を目途に、国民生活審議会総合企画部会に報告する予

定。

- 1) 円卓会議の成果物のあり方
- 2) 円卓会議の各組織（総会，部会及び運営委員会）の機能
- 3) 円卓会議の参加者の構成及び選出方法
- 4) 円卓会議における当面の審議事項及び審議日程案
- 5) その他円卓会議の運営に関し必要な事項

### 平成 20 年 6 月以降

国民生活審議会は，円卓会議のあり方について更なる検討を行い，6 月を目途に取りまとめ。

なお，円卓会議は平成 20 年度のできる限り早い時期に開催。

## 3. 第六回総合企画部会以降の主な意見

- ・消費者団体との意見交換会に出席した。社会の仕組みを変えるような取組で、なかなか理解が難しい。何度も繰り返し説明することが重要。
- ・ステークホルダーがともに汗をかいていこうという趣旨に賛同する。円卓会議は、立ち上げてすぐに大きな成果が生まれるようなものではないが、多様な主体が一つのテーブルについて建設的な意見交換をし、合意形成をしていくことに意義がある。
- ・円卓会議の運営に際しては、関係省庁の連携が重要。「内閣府がやっている円卓会議」では意味がない。円卓会議から他の審議会に投げかけ、またフィードバックを受けるような役割分担が考えられる。
- ・円卓会議に対してはステークホルダーから反対があるわけではなく、むしろどう育っていくかが問題。キーは協働行政。欧州においてもそうだったが、育てていくという姿勢が重要。
- ・大変すばらしい報告書で、円卓会議の意義が深く理解できた。今後の課題としては、第一に、円卓会議で重要なことは、各ステークホルダーが、他のステークホルダーから何を求められているのか確認し、自発的なコミットメントをしていくこと。その点をもう少し強調すべき。第二に、漠然と対話を続けるのではなく、一定のタイムフレームの中で確実に成果を得ることが重要。協働戦略は円卓会議の目的ではなく、まさにスタートであるべき。すなわち、協働戦略に基づいて各ステークホルダーが行動し、その結果をまた円卓会議で評価する、P D C A サイクルをまわすことが重要。また、2010 年を目途に戦略を策定するというのは遅すぎる。もう少し早くならないか。第三に、社会的合意形成をするプロセスを創り上げるというのは政府でも初めての試みであり、一旦始めたら無責任に終わることは許されない。その意味で、例えば新しく作る基本法の中に書き込むか、あるいは別の法律でもよいが、設置根拠をしっかりとしたものにするべき。
- ・政策を作るというイメージが強いが、むしろ、それぞれの組織が果たすべき役割を確認して実践する

という面が重要であり、強調すべき。キャパシティ・ビルディングについては、どうも事業者側ができていて市民サイドができていないという前提に立っているように見える。事業者側の能力向上も課題であり、全ての主体のキャパシティ・ビルディングを念頭に入れることが重要。

- ・円卓会議の構想は、民主主義を進化させるという意味で非常に重要。扱う課題をボトムアップで決めていくというところに、他の審議会と異なる意義がある。具体的に、どの段階でどういう機関がそれに関わるのかを明確に詰めておくことが重要。
- ・これまで、日本全体での持続可能な発展についてのビジョンは共有されてこなかった。円卓会議の協働戦略を、日本の全てのステークホルダーが最も上位に置くビジョンとすることが重要。また、そのプロセスを、マルチステークホルダーでやるというのもチャレンジングで意義深い。失敗を恐れず、妥協せずに取り組むことが必要。さらに、受託者責任の見直しといった、市場の環境整備などもしっかり取り組むべき。
- ・円卓会議は政府に何をやってもらうかではなく、自分たちが何ができるかを話す場。このことは、準備委員会でもしっかり検討してほしい。2010年までに協働戦略を策定とあるが、CO2削減に向けた国民運動を展開することなど、目の前に喫緊の課題はたくさんある。全てを作りこんでからアクションをするのではなく、アクションを起こしながら作るという視点も重要。
- ・イメージが具体的になった。これからの課題としては、第一に、円卓会議の事務局をどうつくるかが重要。ステークホルダーの共同事務局として位置づけていくべき。第二に、地域社会との関わりが重要。地域でも円卓会議を開くように触発したり、円卓会議自体に地方が参加できるようにするべき。
- ・行政の側も市民の側も、両方が手探りで慣れていない。それぞれのステークホルダーの主体的な参画意識をどう醸成するかが重要。運営委員会が事務局に当たると思うが、これをどう作りこむかが重要。役所が中心になり過ぎないようにするべき。
- ・大喜多三郎氏ら日本人も、ブルントラント委員会の持続可能な発展の概念づくりに大きく関わっていた。それから20年。改めて日本が先導的な役割を担えるような取組として、円卓会議に大いに期待している。
- ・行政機関は、監視や監督の主体としてだけでなく、それ自身が一つの経済主体として、企業に求める以上の社会的責任を果たすべき。例えば行政機関の不祥事、不作為、について国家が果たすべき責任。

## 「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて（案）」

（平成 20 年 3 月 11 日 国民生活審議会第 6 回総合企画部会・松本恒雄安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する研究会委員長提出資料）

### 1. 意義

#### （1）政府，市場，市民社会の関係の再構築

1990 年代以降の急速なグローバル化や技術革新は，世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが，一方で，地球環境問題や貧困問題など，政府だけでは対処できない持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じても，国際競争の激化や情報化の進展，少子・高齢化の急速な進行が，人々の価値観や就業形態，消費生活の多様化・複雑化を招き，従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。さらに，国際競争の激化を背景とした世界的な規制緩和の潮流の中で，政府と市場の役割分担も改めて問われている。

こうした中，法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも，例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど，社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし，今日の世界規模での関心の高まりの特徴は，社会的責任の議論が，市場経済の見直しへの動きからさらに，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして実践する動きが現れていることである。

90 年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やソーシャル・ラベルといった様々な実践的ツールを活用して，市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されている。企業自身も，CSR 調達のネットワークを広げたり，積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し，よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに，環境・社会分野のニーズを技術革新に繋げ，むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では，企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え，各種の市場環境の整備を始めている。そこでは，政府と市場，そして市民社会がそれぞれ孤立し対峙するのではなく，互いの役割を果たしながら，総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。円卓会議の意義の一つも，まさにそこにある。

#### （2）持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

一方で我が国では，伝統的に行政が“公”の担い手として存在し，市民は専ら公共サービスの受け手として，あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90 年代以降，規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが，背後で市場規律を支えるべき市民社会は，様々な基盤の欠如から十分な広がりを持っていない。

今後、我が国が持続可能な発展に貢献していくためには、健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに、時には協働・連携して、持続可能な発展のためのコストを共有する、そうした市民社会の存在がなければ、社会的課題に対する産業の対応力は弱まり、我が国の競争力を減じる可能性さえある。

勿論、市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり、また、その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に、我が国は「国連持続可能な開発のための教育の10年」の提唱国として、持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

### **(3) 新たな行政の役割(協働行政)としての円卓会議開催**

持続可能な発展や社会的責任に関する国際社会での実践は、課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらしてきた。特に、課題解決のために多様な主体の役割を要する課題については、広範なステークホルダーが、対話を通じて情報や認識を共有し、協働して解決にあたる手法(マルチステークホルダー・アプローチ)が、国連や各国政府、国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた。

多様なステークホルダーが社会的課題についてともに議論する円卓会議も、まさにこうした国際社会における実践の延長線上にある。すなわち、市民社会を含む多様な主体が、互いに責任をもって対話し、連携していく新しいシステムの構築こそが、円卓会議に求められる重要な役割である。

行政にとってこうした手法は、伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり、国民生活審議会総合企画部会で審議中の「行政のあり方の総点検」においても、各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割、行政が果たすべき重要な役割として位置づけることが適当である。

### **(4) 国際社会と未来に向けての責任**

先述の通り、近年、一部の先進諸国では、社会的責任の取組促進を戦略的に進めているほか、アジア諸国も、急激な成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また、ハイリゲダムサミットでは、OECD 多国籍企業行動指針や ILO 三者宣言に基づき、先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか、グローバルコンパクトや責任投資原則など、国連をはじめ様々な国際機関やネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらに ISO では、数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後、我が国が、経済大国として、国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため、また、我が国自身の持続可能性を確実なものにするため、さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるため、組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

中でも、円卓会議を通じて、我々が真に果たすべきは、未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように、我々は、我々自身の利益に配慮しつつも、決し

て将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも、そして将来世代のためにも、社会を構成する全ての主体が、それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し、短期的な負担や自らの利害を超え、より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて、我々は国際的にも信頼され、将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

## 2. 円卓会議の目的

円卓会議は、以下の 及び に掲げる目的を達成するため、

- ) 広範なステークホルダー代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで、
- ) 社会を構成する多様な主体による協働のあり方について、情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに、
- ) 政府が措置すべき方策について提言を行う。

### 安全・安心で持続可能な未来の姿と協働のあり方の共有

我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来とはどのような姿か、そこに至るためには何が必要とされるのか、組織はいかなる責任を果たすべきか、組織を取り巻くステークホルダーはいかなる役割を担うべきか、円卓会議での議論を通じて、広範な層でビジョンを共有し、協働のあり方を探る。

### 社会的責任の取組を促進するための環境整備

社会的責任の取組を促進するためには、積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出す環境整備が必要である。そのためには、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、NPO・NGO 等や専門家、さらには行政を含む各主体が積極的にそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。そこで、円卓会議は、各主体の協働を通じて、組織の社会的責任の取組を支える環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

## 3. 「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は、上記目的の達成手段として、概ね 2010 年までに、「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめる。協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが、特に以下の要素を含むことが期待される。

### 目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

## 分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、 の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体が果たし得る役割や協働のあり方、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

## 横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

## 4．円卓会議の運営についての基本方針

円卓会議の運営方法については、以下の基本方針の下、当事者であるステークホルダーを中心に検討を深め、これを参考に国民生活審議会総合企画部会にて決定するものとする。

### （１）円卓会議の機構

円卓会議の機構は、総会、部会及び運営委員会によって構成される。

#### 総会

総会は、審議事項の決定を行うほか、検討項目に応じた部会の設置を行うとともに、部会における検討を踏まえ、円卓会議としての取りまとめを行う。

#### 部会

部会においては、総会で決定された基本方針に従って、課題別の専門的な検討を行う。部会は、必要に応じて、専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。

#### 運営委員会

運営委員会においては、審議項目案等の検討を行うほか、ステークホルダー別準備会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに、円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

### （２）円卓会議への参加

#### 委員の役割

委員は、他の委員との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。また、委員には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか、必要に応じ各主体を説得し、協力を求めることが期待される。

#### 総会及び部会の構成

総会及び部会は、原則として、事業者団体、労働組合、金融セクター、消費者団体、その他のNPO・NGOの各グループの推薦を受けるなどした者、専門家、行政から構

成される。ただし、選出母体が十分に組織化されていないグループや、意思決定に参加しないオブザーバーは、運営委員会が適任候補を選出する。また、部会については、審議事項に鑑みて必要な場合、上記グループ以外の分類を設定する。

### (3) 意思決定方法

#### 円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など、円卓会議全体の機構や運営に関する事項は、可能な限り全員一致を目指すものとする。

#### 協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。一方、政府に対する政策提言については、可能な限り全員一致を目指すものとするが、不可能である場合、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すこととする。

## 5. 国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は、極めてグローバルな課題であると同時に、多くの場合、地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ、以下に留意する。

### 国際社会との関わり

必要に応じて、オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体、労働組合、市民団体等の参加を求めるなど、企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに、我が国の取組を国際社会に向け発信する。また、協働戦略の策定に当たっては、アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など、国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

### 地域社会との関わり

必要に応じて、地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また、各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに、積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し、マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

## 6. 関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は、関係府省庁間の横断的な連携の下に開催する。また、政府は、円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに、関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進する。



# 「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する 円卓会議の運営のあり方に関する検討体制について（案）」

（平成 20 年 3 月 11 日 国民生活審議会第 6 回総合企画部会・廣松毅  
部会長提出資料）

内閣府は、安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議（以下、「円卓会議」という。）の運営のあり方について検討を行うため、以下の方針の下、平成 20 年 4 月を目途に「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）を召集する。

## 1. 検討事項

準備委員会は、国民生活審議会総合企画部会が示す基本的な方針の下、「安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会中間報告」を参考としながら、主に以下の事項について具体的な検討を行う。

- 1) 円卓会議の成果物のあり方
- 2) 円卓会議の各組織（総会、部会及び運営委員会）の機能
- 3) 円卓会議の参加者の構成及び選出方法
- 4) 円卓会議における当面の審議事項及び審議日程案
- 5) その他円卓会議の運営に関し必要な事項

## 2. 構成

準備委員会は、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、その他 NPO・NGO から推薦を受けるなどした各 3 名程度の委員を含む、計 20 名程度の委員で構成する。

## 3. 検討スケジュール

準備委員会は、上記の事項について検討を行い、平成 20 年 6 月を目途に、国民生活審議会総合企画部会に報告する。

## 「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(抄)

(平成20年4月3日 国民生活審議会意見)

### 第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

#### 4. 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任の取組促進

前節までに掲げた施策は主に行政の役割を中心としているが、消費者・生活者の安全・安心を磐石なものとするためには、主役たる消費者・生活者自身が自らの権利と義務の下、自立して困難に立ち向かい、社会の公正性を達成しようとして活動するとともに、さらにそれ以外の主体も含めた多様な主体の役割が不可欠である。このことは、より長期で見た消費者・生活者の利益を考えた場合、特に、現世代の消費者・生活者の安全・安心のみならず、将来世代の消費者・生活者の安全・安心の確保も考えた場合、一層重要となる。

持続可能な発展の理念が謳うように、いかに安全・安心な暮らし、快適な暮らしであっても、それが将来世代の多大な負担の上に成り立つのであれば、我々は暮らしを見直す責務を負っている。こうした持続可能性を巡る問題の特徴の一つは、行政以外も含めた多様な主体の関与が求められるということである

<sup>91</sup>。1990年代以降の急速なグローバル化や技術革新は、世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、一方で、地球環境問題や貧困問題など、持続可能性への大きな脅威が顕在化した。国内に眼を転じて、国際競争の激化や情報化の進展、少子・高齢化の急速な進行が、人々の価値観や就業形態、消費生活の多様化・複雑化を招き、新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。これらの課題を解決するためには、これまで述べてきた行政の転換に加えて、行政以外の主体をも巻き込んだ新たなアプローチが必要とされている。

こうした中、法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも、例えば1970年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど、社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた。しかし、今日の世界規模での関心の高まりの特徴は、社会的責任を、市場経済の見直しへの動きからさらに、政府と市場、そして

<sup>91</sup> 1992年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)は、その採択文書アジェンダ21において、「アジェンダ21の全てのプログラムにおいて、各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには、全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は、意思決定に広範な社会層が参画することである。」として、持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れていることである。例えば、1990年代以降広がりつつあるグリーン・コンシューマリズムの動きをベースに社会的責任投資（SRI）やラベリング<sup>92</sup>といった様々な実践的手段を活用して、市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか、企業側も、積極的にステークホルダー<sup>93</sup>との対話や連携を模索し、よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに、環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ、むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え、各種の市場環境の整備を始めている。そこでは、3者が孤立し対峙するのではなく、互いの役割を果たしながら、総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。

#### （１）「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」の開催

我が国においても、社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し、政府と市場、そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することは喫緊の課題である。そこで、平成20年度のできる限り早い時期に、「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を開催するべきである。国民生活審議会は、円卓会議のあり方について更なる検討を行い、平成20年6月を目途に取りまとめを行うこととする。

円卓会議は、広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで、

（ ）我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、（ ）積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正當に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みは、持続可能性や社会的責任を巡る国際社会の実践の延長線上にある。特に、解決のために多様な主体の役割を要する課題について、広範なステークホルダーが対話を通じて情報や認識を共有し、協働して自ら解決にあたる手法（マルチステークホルダー・アプロ

<sup>92</sup> 製造や取引過程における社会や環境への配慮が一定の基準を満たしていることを消費者や取引先に示すため、認定等を受けた企業が店舗や当該製品にシンボルマーク等の表示を行う仕組み。エコラベルやフェアトレードラベル、ソーシャルラベルなど多様な種類が流通している。

<sup>93</sup> 組織によって影響を受けるか、組織に対し影響を与える個人又は集団。「利害関係者」と訳されることもある。

一チ)が、国連や各国政府、国際的な非営利ネットワークによって実践されてきた<sup>94</sup>。円卓会議も、消費者団体やNPOを含む多様な主体が互いに責任を持って対話し、連携していく新しい枠組みの構築を企図したものである。

こうした枠組みは、第2章において論じた政策形成過程に消費者・生活者の声を届けるための極めて重要な手段の一つであると同時に、行政にとっては、伝統的な規制行政や支援行政とは異なる“協働行政”の一環であり、各主体のパートナーシップを促進するための新たな行政の役割、行政が果たすべき重要な役割として位置づけることができる。

なお、円卓会議は、行政にとっても行政以外の主体にとっても初めての試みであり、長期的な戦略を持って、主体間で時間をかけて取組を積み重ねていくことが何よりも重要である。このため、円卓会議の開催にあたっては、一定程度の継続性を担保できるような設置根拠のあり方を検討すべきである。

## (2)「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

円卓会議は、概ね平成22年までに、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」として取りまとめる。ただし、段階的に中間取りまとめを行うとともに、緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また、PDCA<sup>95</sup>の観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用していく。

協働戦略には、以下の要素を含むことが期待される。

目指すべき社会像 目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿とそこに至る道筋

分野別重点課題 例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、の実現に向けた具体的な社会的課題について、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

横断的課題 一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上(キャパシティ・ビルディング)の

<sup>94</sup> 例えば、欧州諸国をはじめ多くの先進国が、アジェンダ21を踏まえた持続可能な発展戦略の策定過程でマルチステークホルダー参画を進めてきたほか、国連自身も、持続可能な発展委員会(CSD)を創設し、持続可能な発展に向けた、政府・国際社会・主要グループとの間の対話とパートナーシップを促進してきた。また、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)や森林管理協議会(FSC)など、社会的責任に関する各種の国際的な非営利ネットワークも、その意思形成過程にマルチステークホルダー・アプローチを取り入れている。

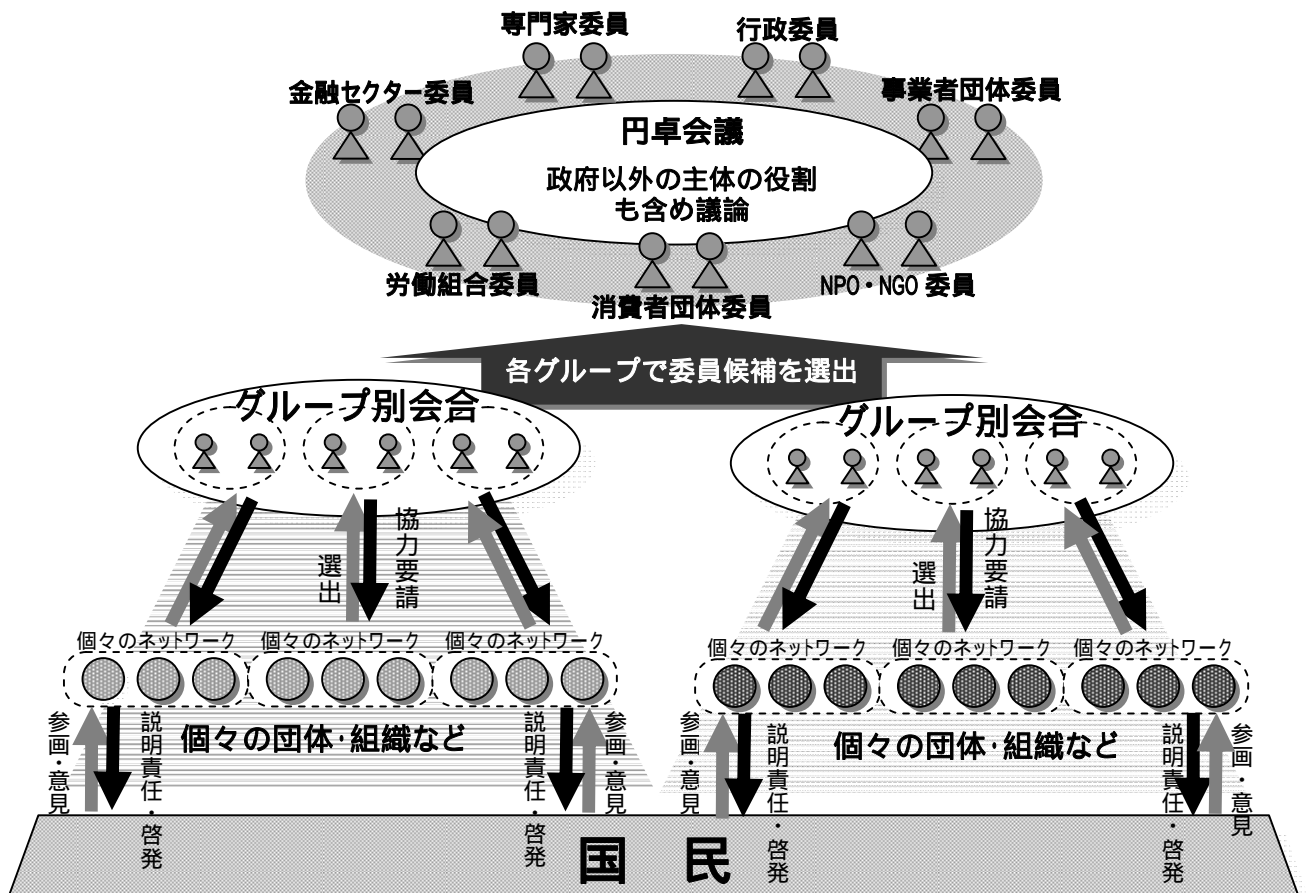
<sup>95</sup> Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Act(改善・見直し)の略。

支援に向けた方策，社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

（３）行政機関の社会的責任

行政機関は，それ自体事業主体でもあることから，円卓会議への参加に際しては，率先して取組を進めることが求められる。特に国の行政機関においては，ステークホルダーとの対話や連携の推進，実効性ある苦情処理体制の構築，環境や社会への配慮の状況や事件等のネガティブ情報を含む社会的責任報告書の作成・開示などの取組が期待される。

図5 マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議



あくまでイメージであり，具体的な団体を想定しているものではない。委員候補選出のプロセスは，各グループごとの特性により異なり得る。